

附置義務駐車場条例

「豊田市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」(令和8年4月1日改正)

商業地域及び近隣商業地域内において、一定規模を超える建築物の新築、増築及び用途の変更をする場合には、駐車施設の設置と豊田市長への届出が必要です。

1 適用範囲

次の要件すべてを満たす建築物の新築、増築及び用途の変更をする場合に適用されます。

- ①商業地域又は近隣商業地域内である。
- ②令和8年10月1日以降に着手する工事である。
- ③特定用途(共同住宅を除く)の部分の床面積 + $\frac{\text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積}}{2}$

の計算式が、1,000㎡を超える。

2 附置しなければならない駐車施設の台数

- ①建築物の延べ面積が、6,000㎡未満の場合の台数

$$\frac{\text{特定用途(共同住宅を除く)の部分の床面積}}{150} + \frac{\text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積}}{450} \times \text{③の計算値} = \text{台数 (端数切上げ)}$$

- ②建築物の延べ面積が、6,000㎡以上の場合の台数

$$\frac{\text{特定用途(共同住宅を除く)の部分の床面積}}{150} + \frac{\text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積}}{450} = \text{台数 (端数切上げ)}$$

- ③延べ面積が、6,000㎡未満の建築物に対する緩和式

$$1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{延べ面積})}{6,000\text{㎡} \times \text{④の計算値} - 1,000\text{㎡} \times \text{延べ面積}}$$

- ④特定用途(共同住宅を除く)の部分の床面積 + $\frac{\text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積}}{2}$

2

3 荷さばきのための駐車施設の附置

特定用途の部分の床面積が、2,000㎡(共同住宅の用途においては、2,000平方メートルかつ50戸)を超える建築物の新築、増築及び用途の変更をする場合は、荷さばきのための駐車施設を設けなければなりません。

ただし、建築物の敷地の面積が1,000㎡以下の場合又は計画的な共同荷さばき駐車施設の整備を行う等で市長が認める場合は除かれます。

①建築物の特定用途の部分の延べ面積が、6,000㎡未満の場合の台数

$$\left(\frac{\text{店舗の部分の床面積}}{3,000} + \frac{\text{事務所の部分の床面積}}{5,000} + \frac{\text{倉庫の部分の床面積}}{1,500} + \frac{\text{共同住宅の戸数}}{100} + \frac{\text{その他特定用途の部分の床面積}}{4,000} \right) \times \text{③の計算値} = \text{台数}$$

(端数切上げ)

②建築物の特定用途の部分の延べ面積が、6,000㎡以上の場合の台数

$$\frac{\text{店舗の部分の床面積}}{3,000} + \frac{\text{事務所の部分の床面積}}{5,000} + \frac{\text{倉庫の部分の床面積}}{1,500} + \frac{\text{共同住宅の戸数}}{100} + \frac{\text{その他特定用途の部分の床面積}}{4,000} = \text{台数}$$

(端数切上げ)

③延べ面積が、6,000㎡未満の建築物に対する緩和式

$$1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$$

◎荷さばきのための駐車施設の台数は、「**2 附置しなければならない駐車施設の台数**」に含めることができます。

4 駐車ますの大きさ

駐車ますの大きさは、1台につき幅2.5m×奥行5m以上とします。

ただし、附置しなければならない駐車台数のうち3割は幅2.5m×奥行6m以上、うち1台分については、車いす利用者のための駐車施設として幅3.5m×奥行6m以上としなければなりません。

また、荷さばきのための駐車ますの大きさは、1台につき幅3m×奥行7.7m×高さ3m以上とします。

5 大規模な事務所の大規模逡減

床面積が、10,000㎡を超える事務所を有する建築物の場合は、次の計算式により得た数値を事務所の部分の床面積とみなし、「**2 附置しなければならない駐車施設の台数**」及び「**3 荷さばきのための駐車施設の附置**」の計算式を適用します。

$$10,000\text{㎡} \times \left[\begin{array}{l} 10,000\text{㎡を超え} \\ 50,000\text{㎡までの} \\ \text{部分の床面積} \end{array} \right] \times 0.7 + \left[\begin{array}{l} 50,000\text{㎡を超え} \\ 100,000\text{㎡まで} \\ \text{部分の床面積} \end{array} \right] \times 0.6 + \left[\begin{array}{l} 100,000\text{㎡を} \\ \text{超える部分の} \\ \text{床面積} \end{array} \right] \times 0.5$$

= 事務所の部分の床面積

6 増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置

建築物の増築又は用途の変更の場合は、増築又は用途の変更後の延べ面積により附置しなければならない駐車施設の台数から、増築又は用途変更前の延べ面積により附置しなければならない駐車施設の台数を差し引いた台数を附置しなければなりません。

7 その他

- ①建築物の中に駐車施設を設ける場合は、駐車施設の面積を除いて計算します。
- ②観覧場がある場合は、屋外観覧席の部分の面積を含んで計算します。
- ③駐車施設は、原則として建築物内又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。
- ④建築物の敷地が適用地区の内外にわたるときは、当該敷地の過半が属する地区に建築物があるものとみなして適用します。

【特定用途】 駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅をいいます。（駐車場法施行令第18条）

【非特定用途】 特定用途以外の用途をいいます。

☆ 届出駐車場 ☆

設置しようとする駐車施設が、次の要件すべてを満たす場合は、この条例のほかに届出駐車場としての届出が必要となります。

- ① 不特定多数の者が利用できる一般に開放する駐車場である。（月極駐車場、一般に開放していないオフィス専用駐車場等は含まれません。）
- ② 車路や自動車用エレベーター等の部分を除いた自動車が増し格納される部分の面積の合計が、500㎡以上である。（特殊駐車装置を用いる場合は、車箱やパレットなどの面積の算定が容易なものはその面積、また算定が困難なものは、1台あたり、小型自動車又は軽自動車を対象とする装置は12㎡、普通自動車（大型バス・トラックを除く。）を対象とする装置は15㎡とみなして計算します。）
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する。

☆ 豊田市中高層建築物等建設事業指導基準 ☆

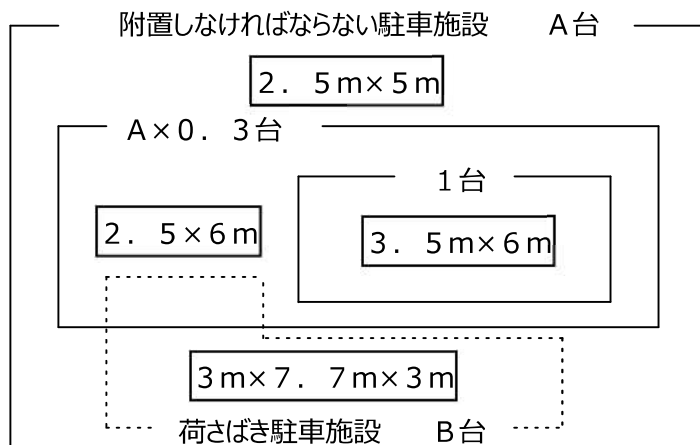
豊田市中高層建築物等建設事業指導基準でも中高層建築物等の駐車場について定めています。詳しくは、開発調整課までお問い合わせください。

■床面積が6,000㎡以下の建築物の附置義務駐車施設早見表

特定用途（共同住宅を除く）のみの場合			
延床面積（㎡） 超 以下	駐車施設数 （台）	延床面積（㎡） 超 以下	駐車施設数 （台）
1,000～1,125	1	3,500～3,625	2 1
1,125～1,250	2	3,625～3,750	2 2
1,250～1,375	3	3,750～3,875	2 3
1,375～1,500	4	3,875～4,000	2 4
1,500～1,625	5	4,000～4,125	2 5
1,625～1,750	6	4,125～4,250	2 6
1,750～1,875	7	4,250～4,375	2 7
1,875～2,000	8	4,375～4,500	2 8
2,000～2,125	9	4,500～4,625	2 9
2,125～2,250	1 0	4,625～4,750	3 0
2,250～2,375	1 1	4,750～4,875	3 1
2,375～2,500	1 2	4,875～5,000	3 2
2,500～2,625	1 3	5,000～5,125	3 3
2,625～2,750	1 4	5,125～5,250	3 4
2,750～2,875	1 5	5,250～5,375	3 5
2,875～3,000	1 6	5,375～5,500	3 6
3,000～3,125	1 7	5,500～5,625	3 7
3,125～3,250	1 8	5,625～5,750	3 8
3,250～3,375	1 9	5,750～5,875	3 9
3,375～3,500	2 0	5,875～6,000	4 0

共同住宅及び非特定用途 のみの場合	
延床面積（㎡） 超 以下	駐車施設数 （台）
2,000～2,300	1
2,300～2,600	2
2,600～2,900	3
2,900～3,200	4
3,200～3,500	5
3,500～3,800	6
3,800～4,100	7
4,100～4,400	8
4,400～4,700	9
4,700～5,000	1 0
5,000～5,300	1 1
5,300～5,600	1 2
5,600～5,900	1 3
5,900～6,000	1 4

■ 駐車施設台数の考え方



■床面積が20,000㎡以下(共同住宅は500戸以下)の建築物の荷さばきのための駐車施設早見表

百貨店その他の店舗の用途のみの場合	
延床面積 (㎡) 超 以下	駐車施設数 (台)
2,000 ~ 4,000	1
4,000 ~ 6,000	2
6,000 ~ 9,000	3
9,000 ~ 12,000	4
12,000 ~ 15,000	5
15,000 ~ 18,000	6
18,000 ~ 20,000	7

事務所の用途のみの場合	
延床面積 (㎡) 超 以下	駐車施設数 (台)
2,000 ~ 5,333	1
5,333 ~ 10,000	2
10,000 ~ 17,142	3
17,142 ~ 20,000	4

その他の特定用途のみの場合	
延床面積 (㎡) 超 以下	駐車施設数 (台)
2,000 ~ 4,666	1
4,666 ~ 8,000	2
8,000 ~ 12,000	3
12,000 ~ 16,000	4
16,000 ~ 20,000	5

倉庫の用途のみの場合	
延床面積 (㎡) 超 以下	駐車施設数 (台)
2,000 ~ 3,000	1
3,000 ~ 4,000	2
4,000 ~ 5,000	3
5,000 ~ 6,000	4
6,000 ~ 7,500	5
7,500 ~ 9,000	6
9,000 ~ 10,500	7
10,500 ~ 12,000	8
12,000 ~ 13,500	9
13,500 ~ 15,000	10
15,000 ~ 16,500	11
16,500 ~ 18,000	12
18,000 ~ 19,500	13
19,500 ~ 20,000	14

共同住宅のみの場合	
戸数	駐車施設数 (台)
1~100	1
101~200	2
201~300	3
301~400	4
401~500	5

◎荷さばきのための駐車施設の台数は、附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができます。